

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 ○特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）（第一条関係）

改正案	現行
（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等） 第二十七条の五（略） 2 前項に規定する特許出願をするとき（特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同項の翻訳文を提出するとき）は、前項の配列表を特許庁長官が定める方式に従つて記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を、特許庁長官に提出しなければならない。 3 （略） 4 前二項の規定により磁気ディスクを提出する場合は、様式第二十二により作成した物件提出書を当該磁気ディスクに添付しなければならない。 5 第二項及び第三項の規定により磁気ディスクを提出するときは、願書に添付した明細書に記載した配列とその磁気ディスクに記録した配列が同一である旨の陳述書をその磁気ディスクに添付しなければならない。 6 第二項及び第三項の規定により提出した磁気ディスクに記録した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなさない。	（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等） 第二十七条の五（略） 2 前項に規定する特許出願をするとき（特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同項の翻訳文を提出するとき）は、前項の配列表を特許庁長官が定める方式に従つて記録したフレキシブルディスクを、特許庁長官に提出しなければならない。 3 （略） 4 前二項の規定によりフレキシブルディスクを提出する場合は、様式第二十二により作成した物件提出書を当該フレキシブルディスクに添付しなければならない。 5 第二項及び第三項の規定によりフレキシブルディスクを提出するときは、願書に添付した明細書に記載した配列とそのフレキシブルディスクに記録した配列が同一である旨の陳述書をそのフレキシブルディスクに添付しなければならない。 6 第二項及び第三項の規定により提出したフレキシブルディスクに記録した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなさない。

い。 (塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例) 第三十八条の十三の二 (略)	い。 (塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例) 第三十八条の十三の二 (略)
2 (略) 3 前項の規定により特許法第百八十四条の五第一項に規定する書面を提出する者が第二十七条の五第二項に規定する磁気ディスクを提出しようとする場合であつて、当該磁気ディスクが特許庁長官に提出されているときは、同項の規定にかかわらず、当該磁気ディスクを提出することを要しない。 4・5 (略)	2 (略) 3 前項の規定により特許法第百八十四条の五第一項に規定する書面を提出する者が第二十七条の五第二項に規定するフレキシブルディスクを提出しようとする場合であつて、当該フレキシブルディスクが特許庁長官に提出されているときは、同項の規定にかかわらず、当該フレキシブルディスクを提出することを要しない。 4・5 (略)
(磁気ディスクの提出) 第五十条の十一 審判官は、審決書の作成に用いるときその他必要があると認める場合であつて、当事者又は参加人が提出した書面に記載した内容を磁気ディスクに記録しているときは、その当事者又は参加人に対し、その複製物の提出を求めることができる。	(フレキシブルディスク等の提出) 第五十条の十一 審判官は、審決書の作成に用いるときその他必要があると認める場合であつて、当事者又は参加人が提出した書面に記載した内容をフレキシブルディスクその他の磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「記録しているときは、その当事者又は参加人に対し、その複製物の提出を求めることができる。」)

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
22	3	3 第27条の5第2項及び第3項（実用新案法施行規則第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定により<u>磁気ディスク</u>を提出するときは、次の要領で記載する。 イ 「【提出する物件】」の欄に次のように記載する。 【提出する物件】 1 配列表に関するコードデータを記録した<u>磁気ディスク</u> 1枚 2 陳述書 1通 3 <u>磁気ディスク</u>の記録形式等の情報を記載した書面 1通 ロ 「陳述書」は、次の文例により作成する。「事件の表示」の項目は、様式第4備考1に従つて記載する。この場合において、「【】」は「」と、「】」は「」と読み替えるものとする。 （文例） 陳 述 書 特許庁長官 殿 本書に添付した<u>磁気ディスク</u>に記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。 平成 年 月 日 事件の表示 発明の名称 特許出願人・代理人 ㊞ ハ 「<u>磁気ディスク</u>の記録形式等の情報を記載した書面」は、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「事件の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより作成	3 第27条の5第2項及び第3項（実用新案法施行規則第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定により<u>フレキシブルディスク</u>を提出するときは、次の要領で記載する。 イ 「【提出する物件】」の欄に次のように記載する。 【提出する物件】 1 配列表に関するコードデータを記録した<u>フレキシブルディスク</u> 1枚 2 陳述書 1通 3 <u>フレキシブルディスク</u>の記録形式等の情報を記載した書面 1通 ロ 「陳述書」は、次の文例により作成する。「事件の表示」の項目は、様式第4備考1に従つて記載する。この場合において、「【】」は「」と、「】」は「」と読み替えるものとする。 （文例） 陳 述 書 特許庁長官 殿 本書に添付した<u>フレキシブルディスク</u>に記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。 平成 年 月 日 事件の表示 発明の名称 特許出願人・代理人 ㊞ ハ 「<u>フレキシブルディスク</u>の記録形式等の情報を記載した書面」は、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「事件の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することに

		する。 二 「【返還の申出】」の欄は設けない。	より作成する。 二 「【返還の申出】」の欄は設けない。
--	--	----------------------------	--------------------------------